

核兵器使用禁止条約案

この条約の締結国（以下「締結国」という）は、
すべての核兵器をこの地上から廃絶することが、世界平和と人類の生存にとって必須であることを確信し、
とりわけ核兵器の使用が、広島と長崎において数十万人の市民を無差別かつ残虐に殺りくし、現在なおその後遺症に苦しむ人々が被爆者の二世を含めて三十数万人もいる事実注目し、
また、確立された国際法の諸原則、あらゆる人道の規範からみて核兵器の使用が明白に違法であり、比類のない重大な犯罪であることを確認、
すでに国連総会において1961年決議1653（XVI）、1972年決議2936（XXV II）のように核兵器使用禁止決議がなされ、1967年総会では核兵器禁止条約案の検討を要請する決議2289（XX II）が採決された経過に鑑み、
核兵器の使用と威嚇並に核兵器の自国外への移動を禁止することを宣言するとともに、その違背に対する制裁を甘受し、核兵器の廃絶に向けて緊急かつ真しに努力をすることを厳しゆくに誓い、
以下のとおり合意する。

第1条 締結国は、核兵器の使用がいかなる場合においても国際法の原則と規定に反し、世界平和と人類に対する重大な犯罪であることを確認し、これを防止し処罰することを約束する。

第2条 締結国は、いかなる場合においても核兵器使用の威嚇を許さない。

第3条 締結国は、核保有国が非核保有国へ核兵器を持ち込むことを禁じ、また非核保有国に配備している核兵器をすみやかに撤去する。

第4条 締結国は、中立国、非核宣言国及び非核武装地帯であることが国連によって確認された地域に核兵器を配備したり、核兵器を装備した軍艦、航空機その他の物体を通過させないことを約束する。

第5条 締結国は、核兵器並にその運搬手段の開発・実験・製造・貯蔵を禁止し、すでに保有する核兵器並にその運搬手段を廃棄することが、世界平和と人類への責務であることを確認し、ただちにこれらの実施についての努力を開始する。

第6条 核兵器を使用し、その共同謀議に加わり、それを直接公然と教唆した者は、憲法上の責任ある統治者であるか、公務員であるか又は私人であるかを問わず、処罰する。その共犯、未遂も同様とする。

2 締結国は、それぞれの憲法に従って、この条約の規定を実施するために、特に前項に対する有効な刑罰を規定するために、必要な立法を行うことを約束する。

3 第1項の行為のいずれかにより告発された者は、行為国の裁判所または国際刑事裁判所により審理される。

第7条 第2条ないし第4条に違反した者又は締結国に対しては、核兵器管理機構が、適切な警告を発し、又は是正を命ずる。

第8条 締結国並にその国民は、本条約に違反した者又は締結国を、核兵器管理機構に提訴することができる。

第9条 締結国は、本条約を機能させ、かつ発展させるため、以下の組織と権限を有する核兵器管理機構を設置することに同意する。

1 核兵器管理機構は、総会を最高機関とし、核監視委員会と核禁止委員会をもうける。

2 核監視委員会は、第8条の提訴を審理し、また自ら本条約違反の有無を調査する。

委員会は、第1条の違反があるとの結論に達したときは、総会を経て国際刑事裁判所に告発する。

委員会は、その他この条約違反があるとの結論に達したときは、総会を経て、当該違反者又は締結国に警告を発し、もしくは是正を命ずる。

3 核禁止委員会は、第5条の実施に関し、締結国に報告を求め、また自ら検討した実施案を総会を経て加盟国に提案する。

4 総会は、両委員会からの結論又は提案を尊重し、迅速に処理する。

総会は、両委員会の活動につき、少なくとも年1回締結国並に国連事務総長に報告する。

5 総会の運営、核監視委員会及び核禁止委員会の委員の選任と運営は、別に定める規定による。ただし、両委員会の委員には、主要な非政府組織の代表を含まなければならない。

第10条 締結国は、第6条並に前条2項が有効に機能するためにジェノサイド条約にも留意し、国際刑事裁判所がすみやかに設立されるよう最大限の努力をする。

第11条 この条約の第1条及び第2条を除く規定は、すでに効力を有する条約その他の国際協定の当事国においては、それらに影響を及ぼすものではない。

ただし、当該締結国は、この条約に抵触する既存の条約その他の国際協定を失効させるための具体的プランを、この条約批准6ヶ月以内に、核兵器管理機構に報告しなければならない。

第12条 この条約の有効期限は、すべての国から核兵器が一掃されるまでとする。

第13条 この条約は、30番目の批准書又は加入書が寄託されたときから30日目の日に効力を生ずる。

本規約は、いつでも、すべての国が加入することができる。

批准書又は加入書は、国連事務総長に寄託する。

日本弁護士連合会・1978年5月15日
ワルトハイム国連事務総長宛書簡添付文書